

# 要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日: 令和4年11月15日

要望団体名: 秋田自動車道四車線化促進期成同盟会

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
秋田自動車道「北上 JCT～大曲 I C」間における4車線化の早期実現について	県では、高規格道路における時間信頼性の確保、事故防止及びネットワーク代替性の確保を図るため、暫定2車線区間の4車線化の推進が必要と考えています。このため、令和5年度政府予算提言・要望において、秋田自動車道「北上西 I C～横手 I C」等の暫定2車線区間の4車線化を推進するよう要望したところであり、4車線化が図られるよう、引き続き国等に働きかけていきます。(B:2)	B:2		
有料高速道路の料金徴収期間の延長による、財源確保について	県では、有料の高速道路の良好なインフラを持続的に利用するため、高速道路の計画的な更新事業や機能強化が必要と考えています。このため、令和4年11月の令和5年度政府予算提言・要望において、料金徴収期間の延長による有料の高速道路の機能強化等に必要な財源の安定的な確保について新たに要望したところです。	B		

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

## 「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度・条例等の新設・改正等を要するもの</li> <li>・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの</li> <li>・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</li> </ul> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類